

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「老人福祉施設保護費負担金に係るもの(第二十三条第一項の規定による立入検査等に限る。）」及び「居宅生活支援事業費補助金」を「高齢者保健福祉関係事業費補助金」に改め、同条第七号中「在宅障害者(児)福祉事業費補助金」を「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金」に改め、同条第八号ル中「ハ」の下に「及びニ」を加え、同号に次のように加える。

ヲ 第五十九条第一項の規定による報告の請求及び立入調査(認可外保育施設の長に対するものに限る。)

ワ 第五十九条第三項の規定による勧告(認可外保育施設の長に対するものに限る。)

カ 第五十九条の二第一項及び第二項の規定による届出の受理

第五十九条第十四号に次のように加える。

ク 第七十九条第二項から第四項までの規定による事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出

の受理(障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。))及び相談支援事業に係るものに限る。)

第六条第一項中第十八号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十八号とし、第二十五号から第二十九号までを六号ずつ繰り上げ、同項第三十号中ヲをウとし、ツからナまでをナからムまでとし、同号ソ中「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ソを同号ネとし、同号レ中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号中レをツとし、タをソとし、同号ヨ中「薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者及び薬局製造販売医薬品製造業者」に改め、同号中ヨをシとし、カをタとし、同号ワ中「薬局医薬品製造販売業者及び薬局医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者、薬局製造販売医薬品製造業者及び医療機器修理業者」に改め、同号中ワをヨとし、リからヲまでをルからカまでとし、同号チ中「薬局医薬品製造販売業及び薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号チを同号又とし、同号ト中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号トを同号リとし、同号ハ中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業」に改め、同号ハを同号チとし、同号ホ中「薬局医薬品製造業」といふを削り、同号中ニをハとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

八 第八条の二第一項及び第二項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理
二 第八条の二第四項の規定による市町村その他の官公署に対する薬局に関する情報の提供の請求

第六条第一項中第三十号を第二十四号とし、第三十一号から第四十五号までを六号ずつ繰り上げ、第四十六号から第五十二号までを削り、第五十三号を第四十号とし、第五十四号を第四十一号とし、同項第五十五号イを削り、同号ロ中「第三条第四項」を「第三条」に改め、同号中ロをイとし、その次に次のように加える。

ロ 第五条の規定による認定の取消し
第六条第一項第五十五号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号を同項第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十五号)

第十一条第三項の規定による費用の交付

第六条第一項第五十六号イを削り、同号ロ中「第四条第四項」を「第四条」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとし、その次に次のように加える。

ハ 第七条の規定による認定の取消し

第六条第一項第五十六号二を削り、同号を同項第四十四号とし、同項に次の一号を加える。

四十五 肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)第九条第一項ただし書の規定による費用の交付

第六条第三項中、「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の施行に関する次のこと。

イ 第十八条第二項の規定による申告の受理

ロ 第十九条の規定による助言又は勧告

ハ 第二十条の規定による措置命令

ニ 第四十二条第二項の規定による報告の徴収

ホ 第四十三条第一項の規定による立入検査(保健所長に委任された事務に関し必要となる場合に限り。)

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第十九条の規定による指導及び助言

ロ 第二十条の規定による勧告及び命令

ハ 第九十条の規定による勧告及び命令

ニ 第三十条第一項の規定による報告の徴収

ホ 第三十一条第一項の規定による立入検査

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百二十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の休廃止等の届出の受理

ロ 第九条第六項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件該当の届出の受理

ハ 第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理

ニ 第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る計画の変更又は廃止の命令

ホ 第九条の三第四項ただし書の規定による通知

ヘ 第九条の三第七項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理

ト 第九条の三第八項において準用する同条第三項及び第四項ただし書の規定による計画の変更又は廃止の命令及び通知

チ 第九条の三第九項の規定による一般廃棄物処理施設の改善命令

リ 第九条の三第十項において準用する第九条第三項及び第四項の規定による届出の受理

又 第九条の七第二項の規定による一般廃棄物処理施設設置者の地位の承継の届出の受理

ル 第十二条の三第六項の規定による報告書の受理

ヲ 第十二条の六の規定による勧告

ワ 第十五条の十九第一項から第三項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理

カ 第十八条の規定による報告の徴収(情報処理センターに対するものを除く。)

ヨ 第十九条第一項の規定による立入検査

タ 第十九条の三の規定による改善命令

レ 第二十一条の二第一項の規定による特定処理施設の事故時の届出の受理

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による保管等の届出の受理

ロ 第十二条第二項の規定による事業者の地位の承継の届出の受理

ハ 第十四条の規定による指導及び助言

ニ 第十六条第一項の規定による改善命令

ホ 第十七条の規定による報告の徴収

ヘ 第十八条第一項の規定による立入検査

ト ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)第八条第三号イ及び第四号の規定による譲渡し及び譲受けの承認

五 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年宮城県条例第十九号)第十四条の規定による報告の徴収及び立入検査

六 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第百五十一号)の施行に関する次のこと。

イ 第八条第三項の規定による不適正な処分等の報告の受理

ロ 第十条第一項の規定による報告書の受理

ハ 第十二条第二項の規定による特定中間処理産業廃棄物の保管状況の届出の受理

ニ 第十三条第四項の規定による不適正処理の状況の報告の受理

ホ 第十七条の規定による報告の徴収

へ 第十八条の規定による立入検査
 ト 第十九条の規定による勧告（第八条及び第十六条の規定を遵守しない場合に限り。）
 チ 第二十一条の規定による改善命令

七 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する次のこと。ただし、口からへまで及びチにあつては、知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた工場又は事業場に係るものを除き、トにあつては知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた工場又は事業場に係るもの及び揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。

イ 第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の四、第十七条の五、第十八条の六、第十八条の七第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理
 口 第九条、第十八条の八及び第十八条の十六に規定する計画の変更命令等
 八 第十条第二項（第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による実施制限期間短縮の承認

二 第十四条及び第十八条の十一の規定による改善命令等
 ホ 第十七条第二項の規定による事故時の通報の受理及び同条第三項の規定による措置命令
 へ 第十八条の四及び第十八条の十八の規定による基準適合命令等

ト 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 チ 附則第十項の規定による報告の徴収
 八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の施行に関する次のこと（仙南保健所長にあつては、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により適用される場合を含む。）。ただし、口、ハ、ホ及びへにあつては、知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定事業場に係るものを除く。

イ 第五条から第七条までの規定による届出の受理
 口 第八条に規定する計画の変更命令等
 八 第九条第二項の規定による実施制限期間短縮の承認
 二 第十条及び第十一条第三項の規定による届出の受理
 ホ 第十三条第一項の規定による改善命令等

へ 第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 九 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による報告の受理

口 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この号において「規則」という。）第一条第一項ただし書の規定による報告期限の延長の申請

ハ 第三条第一項ただし書の規定による確認

二 規則第十二条第四項の規定による届出の受理

ホ 規則第十二条第五項の規定による確認の取消し及びその通知

へ 規則第十二条第七項の規定による届出の受理

ト 第三条第二項の規定による通知

チ 第三条第三項の規定による報告及び報告内容の是正の命令

リ 第四条第一項の規定による調査及び報告の命令

又 第九条第一項から第三項までの規定による届出の受理

ル 第九条第四項の規定による計画の変更の命令

ヲ 第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（保健所長に委任された事務に関し必要となる場合に限る。）

ワ 第三十条の規定による施設の管理者との協議（チ、リ及びルに係るものに限る。）

カ 第三十一条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述（所管区域内の機関等に対するものに限る。）

十 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項の規定による届出（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条の規定による電子情報処理組織を使用した届出を除く。）の受理

十一 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）の施行に関する次のこと。

イ 第十二条から第十四条まで、第十八条及び第十九条第三項の規定による届出の受理
 口 第二十三条第二項の規定による通報の受理
 八 第二十八条第三項の規定による結果の報告の受理
 二 第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

十二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の施行に関する次のこと。ただし、ロにあつては、知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定工場に係るものを除く。

イ 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

口 第十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 十三 公害防止条例（昭和四十六年宮城県条例第十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第十二条の規定による苦情の処理

口 第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条第三項、第二十四条第二項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第二項、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条第二項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条第三項、第四十二条第三項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第四十九条第三項、第五十条第三項並びに第六十四条第三項の規定による届出の受理
 八 第二十条第一項、第二十九条第一項及び第四十六条第一項の規定による計画変更命令等
 二 第三十八条の規定による計画変更勧告

ホ 第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十九条第二項及び第四十七条第二項の規定による実施制限期間短縮の承認

ヘ 第二十四条第一項及び第三十三条第一項の規定による改善命令等

ト 第四十二条第一項及び第二項、第五十条第一項及び第二項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による改善勧告、改善命令等

チ 第七十二条第一項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

第八条の見出しを「（児童相談所長）」に改め、同条中「地域子どもセンター所長」を「児童相談所長」に改め、同条第一号イ及び口中「地域子どもセンター」を「児童相談所」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 第八条の二第一項の規定による出頭の要求、調査及び質問

第八条第二号中八をへとし、口をホとし、イの次に次のように加える。

口 第八条の二第三項及び第九条第一項の規定による立入調査等

ハ 第九条の二の規定による再出頭要求等

ニ 第九条の三第一項の規定による臨検及び捜索

第十条第一項第七号ただし書中「ただし」の下に「農業共済組合連合会及び」を加え、同号中イを削り、口をイとし、ハを口とし、ニを削り、ホをハとし、へからチまでを二からへまでとし、同項第十二号中「次のこと」の下に「（二）以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける場合に係るものを除く。」を加え、同項第二十号中「（明治三十二年法律第二十四号）」を「（平成十六年法律第百二十三号）」に改め、同項第四十二号中「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」の下に「宮城県市町村合併準備交付金」を加え、「宮城県商店街競争力強化推進事業費補助金」を削り、「栗原地

方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長」に改め、同条第三項中「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、「掲げる事務」の下に「（石巻市、栗原市、東松島市及び牡鹿郡の区域に係るものに限る。）」を加え、同条第四項を削る。

第十条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査、研修等に係る契約の締結

第十二条の二第二号中ニをホとし、同号八中「（公園の占有でその占有期間が一月未満のもの許可に係るもの）」を「（別表第六の下欄に掲げる使用料の免除の割合が十割である場合）」に改め、同号中八を二とし、口の次に次のように加える。

ハ 第十一条の二ただし書の規定による使用料の返還

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

第十三条の二各号中「卸売業者」の下に「又は二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける小売業者」を加える。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、第五号から第八号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務については、北部家畜保健衛生所長にあつては栗原市の区域に係るものを除いた事務を、東部家畜保健衛生所長にあつては石巻市、東松島市及び牡鹿郡の区域に係るものを除いた事務を処理する権限を委任する。

第十四条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

第十六条の見出しを「（林業技術総合センター所長）」に改め、同条中「林業試験場長」を「林業技術総合センター所長」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

第十七条の見出しを「（水産技術総合センター所長）」に改め、同条中「水産研究開発センター所長」を「水産技術総合センター所長」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

第十七条の二を削る。

第十八条第一項第十三号イ中「第十八条第十三項第一号」を「第十八条第二十二項第一号」に改め、同号中トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 第四十三条第一項ただし書の規定による敷地等の接道に関する許可(許可することについて、あらかじめ、宮城県建築審査会の同意を得ている場合に限る。)

第十八条第一項第三十四号中「石巻市」の下に「及び大崎市」を加え、同項第三十六号ただし書中「及び石巻市」を、「石巻市及び大崎市」に改め、「多賀城市」の下に「、栗原市、大崎市」を加え、同号イ中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を、「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を、「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同項第四十五号中「(建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事が行うこととなる事務に係るものに限る。)」を削り、同条第三項中「岩沼海浜緑地の管理に關し、仙台東土木事務所長に」を、「岩沼海浜緑地」に改め、「石巻土木事務所長」を、「東部土木事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに知事又は地方振興事務所長に対してなされた申請その他の行為に係る許可その他の事務については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(以下、所長」という。))」を削り、同条第八項を次のように改める。

8 第二項の規定にかかわらず、地方機関の地域事務所の所長(以下、「地域事務所長」という。))は、その地方機関の長(以下、「所長」という。))の権限に属する事務又は専決事項のうち、別表第三に掲げる事務を専決することができる。

第八条中第十項を第十一項とし、同条第九項中「副所長」の下に「、出先機関の副所長」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、地方振興事務所の地域事務所長、副所長、地域事務所の副所長、部長、地域事務所の部長及び支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第四に掲げる事務を、保健福祉事務所の地域事務所長、部長、地域事務所の部長及び支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第五に掲げる事務を、保健所の部長及び支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第六に掲げる事務を、児童相談所の支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第七に掲げる事務を、土木事務所の地域事務所長は土木事務所の所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第八に掲げる事務を、水産技術総合センターの場長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第九に掲げる事務を、港湾事務所の支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第十に掲げる事務を専決することができる。

第五条第一項の表所長の項中「副所長(複数)」を、「地方機関に置かれる副所長(複数)」に改め、「出

先機関の支所長」の下に「及び場長」を加え、

地方機関の部若しくは局又は出先機関に置かれる次長(総括担当)(複数の次長(総括担当))を置く部若しくは局又は出先機関にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)、他の次長(総括担当)(の順)

を

地方機関の部若しくは局又は出先機関(地域事務所を除く。))に置かれる次長(総括担当)(複数の次長(総括担当))を置く部若しくは局又は出先機関(地域事務所を除く。))にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)(他の次長(総括担当)(の順)

に改め、同項の次に次のように加える。

地域事務所 地域事務所に置かれる副 所長(複数の副所長を置 く地域事務所にあつて は、当該事務を担当する 副所長、他の副所長(知 事が担当する事務を指定 する副所長にあつては、 当該担当する事務に係る ものに限る。)の順)	地域事務所に置かれ る次長(総括担当)(複 数の次長(総括担当)を 置く部にあつては、当 該事務を担当する次長(総 括担当)、他の次長(総 括担当)の順)	地域事務所に置かれ る次長(総括担当)(複 数の次長(総括担当)を 置く部にあつては、当 該事務を担当する次長(総 括担当)、他の次長(総 括担当)の順)
地域事務所に置かれる次 長(総括担当)(複数の 次長(総括担当)を置く 地域事務所にあつては、 当該事務を担当する次長 (総括担当)、他の次長 (総括担当)の順)	次長(総括担当)(地域 事務所の部に置かれる次 長(総括担当)を除く)	
	地域事務所に置かれ る副所長(地域 事務所に置か れるものを除 く)	

第五条第一項の表副所長の項中

副所長

を

副所長(地域事務所に置かれるものを除く)

に、「他の副所長」を「地

方機関に置かれる他の副所長」に改め、「出先機関」の下に「地域事務所を除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

地域事務所の副所長	地域事務所に置かれる他の副所長(知事が担当する事務を指定する副所長にあつては、当該担当する事務に係るものに限る。)	地域事務所に置かれ当該事務を担当する部長	地域事務所の部に置かれる次長(総括担当)(複数の次長(総括担当)を置く部にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)、他の次長(総括担当)の順)
-----------	---	----------------------	---

第五条第一項の表地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長の項中、「の支所長」の下に「若しくは局長」を加え、同表に次のように加える。

地域事務所の一部に置かれ

地域事務所の部長	る次長(総括担当)(複数の次長(総括担当)を置く部にあつては、当該事務を担当する次長(総括担当)、他の次長(総括担当)の順)	
----------	--	--

第五条第三項中、「副所長の項及び地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長の項」を、「地域事務所の項、副所長(地域事務所に置かれるものを除く。)(項、地域事務所の副所長の項、地方機関の部長若しくは局長又は出先機関の支所長若しくは局長の項及び地域事務所の部長の項」に改める。

別表第一各部長の専決事項の項第一号イ中「次長(これに相当する職を含む。以下この号において同じ。)」を「次長(これに相当する職を含む。)」に改め、同号ロ、ハ及びニ中「次長」の下に、「これに相当する職を含む。」を加え、同号中ヲをワとし、ハからルまでをトからラまでとし、同号ホ中「次長」の下に「これに相当する職を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同号ホを同号ハとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 所属の次長に相当する職にある者の危機管理事案対応直命令
別表第一各部長の専決事項の項第十一号を次のように改める。

十一 公益信託に関する次のこと。

- イ 信託の変更の許可
 - ロ 信託の併合の許可
 - ハ 信託の分割の許可
 - ニ 受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人及び信託管理人の辞任の許可
 - ホ 検査役、新たな受託者、信託管理人及び新たな信託管理人の選任
 - ヘ 受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人及び信託管理人の解任
 - ト 信託財産管理命令及び信託財産法人管理命令
 - チ 保存行為等の範囲を超える行為の許可
 - リ 残余財産の処分等の承認
- 又 財産の供託その他監督上必要な命令
- 別表第一各課長の専決事項の項第三十九号中「国等」を「県以外の者」に、「調査等」を「調査研修等」に改め、同表総務部長の人事課に係る専決事項の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 本庁の次長及び課長（これに相当する職を含む。）の職にある職員（地方機関の所長の職を兼ねる者を除く。）の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

別表第一総務部長の人事課に係る専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 本庁の次長及び課長（これに相当する職を含む。）の職にある職員（地方機関の所長の職を兼ねる者を除く。）の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

別表第一人事課長の専決事項の項中第十五号を第十七号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員（本庁の課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある職員及び地方機関の所長の職にある職員を除く。）の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

別表第一人事課長の専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員（本庁の課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある職員及び地方機関の所長の職にある職員を除く。）の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

別表第一総務部長の市町村課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項の規定による市町村の健全化判断比率の概要の公表

別表第一市町村課長の専決事項の項第二号中「市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第四条の二」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条」に改め、同項第八号へ中「及び」を「又は」に改め、同号中チをリとし、トを子とし、への次に次のように加える。

ト 行政書士又は行政書士法人についての通知の受理及び当該通知に係る調査（第十四条の三）

別表第一市町村課長の専決事項の項第十号を次のように改める。

十 広域行政圏計画策定要綱に基づく広域行政圏の設定及び変更に関する関係市町村長との協議及び総務大臣への報告

別表第一保健福祉部長の地域福祉課に係る専決事項の項及び地域福祉課長の専決事項の項を削り、同表保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表社会福祉課長の専決事項の項中第十四号を次のように改める。

十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する次のこと（口に掲げるものについては、都市計画課長及び建築宅地課長の専決に係るものを除く。）。

イ 移動等円滑化基本構想に係る市町村に対する助言（第二十五条）

口 報告の徴収及び立入検査（第五十三条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成八年宮城県条例第二十二号）の施行に関する次のこと（口に掲げるものについては、土木総務課長及び建築宅地課長の専決に係るものを除く。）。

イ 既存指定施設に係る報告の徴収並びに指導及び助言（第二十六条）

口 報告の徴収及び立入検査（第二十七条）

ハ 公共車両等及び公共工作物に係る報告の徴収並びに指導及び助言（第二十八条）

ニ 国等からの報告の徴収（第三十一条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第四号イ中「吏員の指定」を「職員の指名」に改め、同号口を次のように改める。

口 准看護師に対する戒告、業務の停止命令及び免許の取消し、再教育研修の受講命令並びに再

免許（第十四条、第十五条の二、第十六条）

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定疾患に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十二号）の施行に関する次のこと。

イ 特定疾患の種類の指定（第二条）

口 認定の取消し（第六条）

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項に次の三号を加える。

五 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十五号）（第六条第三号の規定による認定の取消し）

六 スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十七号）（第五条第三号の規定による認定の取消し）

七 肝炎治療に係る医療費用交付規則（平成二十年宮城県規則第四十九号）（第四条第三号の規定による認定の取消し）

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項第四号イ中「（第二十一条の九の二）」を「（第二十

一条の五」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 特定疾患に係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第四条）

ロ 軽快者の認定（第五条の二）

ハ 受給者及び軽快者の認定の取消し（特定疾患に係る医療の必要がなくなった場合及び県外へ転出した場合に限る。）（第六条）

ニ 医療機関の追加の認定（第八条）

ホ 医療に要する費用の交付（第十一条）

六 特定疾患に係る訪問看護費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十三号）の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第三条）

ロ 受給者の認定の取消し（第五条）

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項に次の五号を加える。

七 特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第二条）

ロ 受給者の認定の取消し（第五条）

ハ 通院介護費用の交付（第七条）

イ 受給者の認定（第四条）

ロ 受給者の認定の取消し（先天性血液凝固因子障害等の医療の必要がなくなった場合及び県外へ転出した場合に限る。）（第六条）

ハ 先天性血液凝固因子障害等の医療に要する費用の交付（第十一条）

イ 受給者の認定及び介護人の登録（第四条）

ロ スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第三条）

ロ 受給者の認定の取消し（スモン患者でなくなった場合及び県外へ転出した場合に限る。）（第五条）

イ 受給者の認定（第三条）

ロ 受給者の認定の取消し（第七条）

ハ スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第三条）

ロ 受給者の認定の取消し（スモン患者でなくなった場合及び県外へ転出した場合に限る。）（第五条）

十一 肝炎治療に係る医療費用交付規則の施行に関する次のこと。

イ 受給者の認定（第二条）

ロ 受給者の認定の取消し（肝炎治療に係る医療の必要がなくなった場合及び県外へ転出した場合に限る。）（第四条）

ハ 費用の交付（第九条）

別表第一子ども家庭課長の専決事項の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条の四第一項の規定による命令、同条第二項の規定によるその期間の更新及び同条第六項の規定による命令の取消し

別表第一保健福祉部長の子育て支援室に係る専決事項の項第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

イ 認可外保育施設の設定等の改善勧告及び勧告に従わない旨の公表及び事業の停止命令等（第五十九条）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中、「昭和三十六年厚生省令第一号」の下に、「。以下この号において、「省令」といふ。」を加え、同号中タをツとし、ヨをソとし、カをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 指定薬物である疑いがある物品の検査命令等（第七十六条の六）

レ 指定薬物の廃棄等の措置命令（第七十六条の七）

別表第一業務課長の専決事項の項中ワをカとし、ユをフとし、ルをヲとし、同項又中、「第六十九条」の下に、「第七十六条の八」を加え、同項中ヌをルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 販売従事の登録（第三十六条の四）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ネ 登録販売者試験の受験資格の認定（省令第五百九十九条の五）

ナ 登録事項の変更の届出の受理及び変更の登録（省令第五百九十九条の九）

ラ 登録の消除（省令第五百九十九条の十）

別表第一保健福祉部長の国保医療課に係る専決事項の項及び国保医療課長の専決事項の項を次のように改める。

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の施行に関する次のこと。

一 国民健康保険法の施行に関する次のこと。

国保医療課

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の施行に関する次のこと。

国保医療課長

一 国民健康保険法の施行に関する次のこと。

<p>イ 国民健康保険組合の設立の認可（第十七条）</p> <p>ロ 組合会の理事に対する指揮（第二十五条）</p> <p>ハ 仮理事の選任（第三十一条）</p> <p>ニ 国民健康保険組合の解散の認可（第三十二条）</p> <p>ホ 残余財産処分の許可（第三十四条）</p> <p>ヘ 保険医、保険薬剤師、保険医療機関及び保険薬局に対する健康保険法の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知（第四十五条の二）</p> <p>ト 指定訪問看護事業者に対する健康保険法の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知（第五十四条の二の三）</p> <p>チ 国民健康保険組合の滞納処分に係る認可（第八十条）</p> <p>リ 国民健康保険診療報酬審査委員会に対する承認（第八十九条）</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 保険医療機関等及び保険医等に対する健康保険法の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知（第七十二条）</p> <p>ロ 指定訪問看護事業者に対する健康保険法の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知（第八十一条）</p> <p>ハ 後期高齢者医療診療報酬審査委員会に対する承認（第二百二十七条）</p> <p>ニ 支払基金に対する社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第十九号）の規定による処分に関する厚生労働大臣への通知（第二百五十二条）</p>	<p>イ 市町村条例の制定及び改廃の協議の処理（第十二条）</p> <p>ロ 組合会の議決事項の認可（第二十七条）</p> <p>ハ 保険医、保険薬剤師、保険医療機関及び保険薬局に対する指導（第四十一条）</p> <p>ニ 療養の給付に要する費用の額に係る契約の認可（第四十五条）</p> <p>ホ 指定訪問看護事業者等に対する指導（第五十四条の二の二）</p> <p>ヘ 報告の徴収及び検査（第六六条）</p> <p>ト 保険者及び国民健康保険連合会からの事業状況の報告の受理（第七七条）</p> <p>二 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 保健医療機関等及び保険医等に対する指導（第六六条）</p> <p>ロ 療養の給付に要する費用の額に係る契約の認可（第七七条）</p> <p>ハ 指定訪問看護事業者等に対する指導（第八十条）</p> <p>ニ 後期高齢者医療広域連合条例の制定及び改廃の協議の処理（第二百三十三条）</p> <p>ホ 後期高齢者医療広域連合、市町村及び保険者からの報告の徴収等（第三百三十四条）</p> <p>ヘ 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会からの事業状況の報告の受理（第三百三十五条）</p> <p>ト 支払基金及び受託者からの報告の徴収等（第二百五十二条）</p>
---	--

別表第一 農林水産部長の農産園芸環境課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百二十二号）第七条の規定による推進計画の策定及びその変更並びに公表

別表第一 農産園芸環境課長の専決事項の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有機農業の推進に関する法律第十二条の規定による調査の実施

別表第一 森林整備課長の専決事項の項第八号水中「（昭和四十五年農林水産省令第四十号）」を削り、同号中水を子とし、二をホとし、ホの次に次のように加える。

ハ 指定採取源からの採取に係る証明（第二十条）

ト 指定採取源の標識の設置（林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林水産省令第四十号）第三十條）

別表第一 森林整備課長の専決事項の項第八号中八を二とし、ロの次に次のように加える。

八 育成母樹、普通母樹等の保護又は管理のための指示（第六六条）

別表第一 森林整備課長の専決事項の項第八号に次のように加える。

リ 種苗の採取禁止の標識の設置（林業種苗法施行規則第二十八條）

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第五号中「（平成十八年法律第九十一号）」を削り、同表建築宅地課長の専決事項の項第三号二中「（第二十三條の七）」を「（第二十三條の八）」に改め、同項第十一号二中「認定建築主等」を「建築主等」に対する報告の徴収及び立入検査並びに認定建築主等に改め、同表土木部長の設備室に係る専決事項の項中、「設備室」を「設備課」に改め、同表設備室長の専決事項の項中、「設備室長」を「設備課長」に改め、同表保健所長の専決事項の項各号列記以外の部分中、「保健所長」を「仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長」に改め、同項の次に次のように加える。

栗原保健所長及び登米保健所長

一 クリーニング業法の施行に関する次のこと（クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者に係るものに限る。）

イ 営業者からの届出の受理（第五条）

ロ 地位の承継の届出の受理（第五条の三）

二 毒物及び劇物取締法施行条例の施行に関する次のこと。

イ 合格証の書換え交付（第十八条）

ロ 合格証の再交付（第十九条）

三 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する次のこと。

イ 麻薬小売業者に対する免許（第三条）

ロ 免許証の記載事項の変更届の受理及び免許証の書換え交付（麻薬小売業者に係るものに限る。）（第九条）

ハ 免許証の再交付及び返納の受理（麻薬小売業者に係るものに限る。）（第十条）

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 精神保健指定医の診察（第二十七條、第二十九條の四）

別表第一 農産園芸環境課長の専決事項の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

口 精神障害者の入院措置及び移送(第二十九条、第二十九条の二)
 八 精神障害者の入院措置の解除(第二十九条の四)

二 医療保護入院等のための移送(第三十四条)

別表第一地域子どもセンター所長の専決事項の項中、「地域子どもセンター所長」を「児童相談所長」に改める。

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第二号中、「市町村の合併の特例に関する法律」を「市町村の合併の特例等に関する法律」に改め、同号口中、「通知又は報告書」を「報告」に、「(第四条の二)」を、「(第五条)」に改め、同号八中、「通知の」を「報告の」に、「(市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)第一条の四)」を、「(市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十七条)」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項第十二号八を削り、同号二中、「(第十五条の十五)」を、「(第十五条の二)」に改め、同号二を同号八とし、同号水中、「(第十五条の十六)」を、「(第十五条の三)」に改め、同号水を同号二とし、同号へ中、「(第十五条の十七)」を、「(第十五条の四)」に改め、同号へを同号水とし、同項中第十二号を第十号とし、第十三号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同項第二十四号へ中、「狩猟免許」を「狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許」に改め、同号又中、「受理」の下に、並びに狩猟免許の住所の変更の通知」を加え、「第七条、第十五条」を、「第七条、第十五条、第四十九条」に改め、同項中第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十八号中、「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を、「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十九号中、「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を、「北部地方振興事務所長及び東部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第三十号中、「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を、「北部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十二号中、「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を、「北部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第三十三号中、「栗原地方振興事務所長及び石巻地方振興事務所長」を、「北部地方振興事務所長」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十四号を第三十一号とし、第三十五号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第二出納局長の専決事項の項第七号を次のように改める。

七 地方公所に係る一件千円以上の重要物品の売払い、交換、譲渡又は廃棄の承認
 別表第六地域子どもセンターの支所長の専決事項の項各号列記以外の部分及び第一号イ中、「地域子どもセンター」を「児童相談所」に改め、同項第二号中、「(平成十二年法律第八十二号)」を削り、同号中八をチとし、ロをホとし、同号イ中、「立入調査」を「立入調査等(第八条の二)」に改め、同号中イをロとし、その次に次のように加える。

八 再出頭要求等(第九条の二)
 二 臨検及び搜索(第九条の三)

別表第六地域子どもセンターの専決事項の項第二号にイとして次のように加える。

イ 出頭要求、調査及び質問(第八条の二)

別表第六を別表第七とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第八

土木事務所地域事務所長

一 道路法の施行に関する次のこと。

イ 工事原因者に対する工事等の施行命令(第二十二号)

ロ 道路管理者以外の者が行う工事の承認(第二十四号)

ハ 道路の占用の許可及びその変更の許可(第三十二号、第九十一号)

ニ 道路の占用の協議(第三十五号、第九十一号)

ホ 原状の回復又は原状の回復が不相当な場合についての必要な指示(第四十号、第九十一号)

ヘ 道路の通行禁止及び通行制限(第四十六号)

ト 土地の立入り及び一時使用(第六十六号)

チ 非常災害時における土地の一時使用等(第六十八号)

リ 負担金等(土木事務所長の納入通知に係るものに限る。)の強制徴収(第七十三号)

又 土地の形質の変更、工作物の新築等の許可(第九十一号)

二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の施行に関する次のこと。

イ 電線共同溝の占用の協議(第四条)

ロ 電線共同溝の占用予定者及び占用の許可に基づく地位の承継の届出の受理(第六条、第十四号)

ハ 電線共同溝の占用の許可及びその変更の許可(第十条、第十一条、第十二号)

ニ 電線共同溝の許可に基づく権利の譲渡の承認(第十五号)

ホ 敷設工事の届出の受理(電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年政令第二百五十六号)第七号)

三 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)第二条第二項の規定による占用料の減免

四 道路管理規則(平成七年宮城県規則第五十号)の施行に関する次のこと。

- イ 添付書類の決定(第二条、第六条、第十一条、第十二条、第十八条、第十九条)
- ロ 届出の受理(第三条、第四条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条、第十九条、第二十条)
- ハ 検査及び確認書の交付(第五条)
- 五 河川法の施行に関する次のこと。
 - イ 他の行為により必要を生じた河川工事の施行命令(第十八条)
 - ロ 土地の占用、土石(砂を含む。以下この号において同じ。)等の採取、工作物の新築、土地の掘さく等の許可(次に掲げるもの(2)から(5)までに掲げるものについては、第十九条の規定による附帯工事に係るものを除く。)(第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条)

(1) 第二十三条の規定による許可と併せて行うこれらの許可及び第八十七条又は河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第二十条第一項の規定により第二十三条の許可を受けたものとみなされた者に対して行うこれらの許可

(2) 橋梁の設置に係る許可(知事が別に定めるものの設置に係る許可、仮橋のみの設置に係る許可及び土地の占用に係る許可の期間更新のための許可を除く。)

(3) 水門、閘門、ダム及び排水機場の設置に係る許可

(4) 第十六条の二第一項の規定による河川整備計画(河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号)附則第二条第二項の規定により河川整備計画とみなされるものを除く。)(又は河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十五条第一号若しくは第四十六条に規定する工事の計画(以下この号において「整備計画等」という。))が定められていない区間の伏せ越しの設置に係る許可

(5) 河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)に規定されていない工作物の設置に係る許可

ハ 完成検査(第三十条)

二 用途廃止の届出の受理及び原状回復命令(第三十一条)

ホ 流水占用料等(発電に供するものに係るものを除く。)(の徴収及び国土交通大臣からの通知(発電に供するものに係るものを除く。)(の受理(第三十二条))

ヘ 届出(第二十三条の規定による流水占用の許可に係るものを除く。)(の受理(第三十三条))

ト 権利譲渡(第二十三条の規定による流水占用の許可に係るものを除く。)(の承認(第三十四条))

チ 行為(次に掲げるもの(2)から(5)までに掲げるものについては、第十九条の規定による附帯工事に係るものを除く。)(を除く。)(の許可(第五十五条、第五十七条))

(1) 第二十三条の規定による許可と併せて行うこれらの許可及び第八十七条又は河川法施行法第二十条第一項の規定により第二十三条の許可を受けたものとみなされた者に対して行うこれらの許可

(2) 橋梁の設置に係る許可(知事が別に定めるものの設置に係る許可及び仮橋のみの設置に係る許可を除く。)

(3) 水門、閘門、ダム及び排水機場の設置に係る許可

(4) 整備計画等が定められていない河川の伏せ越しの設置に係る許可

(5) 河川管理施設等構造令に規定されていない工作物の設置に係る許可
 リ 原因者負担の命令及び負担金の徴収(イに掲げる施行命令に係るものに限る。)(第六十七条)

又 負担金等(負担金(リに係るものを除く。))及び発電に供するものに係る流水占用料等を除く。)(の強制徴収(第七十四条))

ル 権限(知事が行った許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付する権限を除く。)(の行使(第七十五条、第七十八条))

ヲ 許可(河川法施行令第六十六条の三、第六十六条の八)

ワ 届出の受理(河川法施行令第六十六条の五、第六十六条の九)

カ 口、ト、チ及びユに掲げる許可又は承認に代えて行う協議(第九十五条、河川法施行令第六十六条の十一)

六 流水占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十八号)の施行に関する次のこと。

イ 流水占用料等の減免(第六条)

ロ 流水占用料等の返還(第七条)

七 二級河川における竹木の流送及び舟又はいかだの通航に関する条例(平成十四年宮城県条例第八十七号)第二条第一項の規定による許可

ハ 河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の施行に関する次のこと。

イ 完成検査(第三条)

ロ 届出の受理(第十二条)

九 砂利採取法の施行に関する次のこと。

イ 採取計画の認可及び変更の認可(第十六条、第二十条)

ロ イの規定により認可した採取計画についての変更命令(第二十二条)

ハ 緊急措置命令(第二十三条)

十 水防法の施行に関する次のこと。

イ 特別警戒水位到達情報(第十三条)

ロ 水防警報の実施(第十六条)

ハ 立退きの指示(第二十九条)

二 指示(第三十条)

十一 建築基準法の施行に関する次のこと。

イ 仮使用の承認(第七条の六、第十八条)

ロ 違反建築物に対する工事施工の停止命令(第九条)

ハ 特殊建築物等の定期報告の受理(昇降機に係るものを除く。)(及び報告の徴収(第十二条))

二 道路の位置の指定(第四十二条)

ホ 敷地等の接道に関する許可(第四十三条)

ヘ 応急仮設建築物の存続の許可(第八十五条)

ト 仮設建築物の建築の許可(第八十五条)

チ 建築基準条例の施行に関する次のこと。

イ 私道の位置指定の変更及び取消し(第十六条)

ロ 手数料の減免(第二十一条)

十三 建築基準法施行細則(昭和四十六年宮城県規則第二十一号)第三十四条の規定による報

告の受理

- 十四 浄化槽法第五条第一項の規定による特定行政庁への届出の受理及び同条第三項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画の変更命令若しくは廃止命令並びに同条第四項の規定による特定行政庁の通知(第五条)
- 十五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の施行に関する次のこと。
 - イ はり紙等の除却(その委任した者等が行う場合を含む。)(第七条)
 - ロ 広告物等の保管、公示、売却及び代金の保管、広告物等の廃棄並びに売却代金の売却費用への充当(第八条)
- 十六 屋外広告物条例の施行に関する次のこと。
 - イ 広告物等の表示及び設置の許可並びにその更新(第四条、第五条、第五条の二、第八条)
 - ロ 広告物等の変更及び改造の許可(第九条)
 - ハ 広告物等の除却の届出の受理(第十三条)
 - ニ 許可の取消し(第十五条)
 - ホ 措置命令及び自ら行う措置等(第十六条)
 - ヘ 違反広告物である旨の表示(第十七条)
 - ト 管理者の設置、変更又は廃止その他の届出の受理並びに工事の完了及び滅失の届出の受理(第二十条)
 - チ 広告物景観モデル地区における届出の受理(第二十一条の五)
 - リ 指導、助言及び勧告(第二十一条の六)
 - 又 報告の徴収及び立入検査(土木事務所長に委任された事務に関し必要となる場合に限り。)(第三十七条)
- 十七 独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条第一項の規定により、独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務の実施
- 十八 公営住宅法第四十九条第一項の規定による実地検査
- 十九 工事に關する次のこと。
 - イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行(工事の検査を除く。)(ただし、起工額の三パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変更に係る額が五百万円を超えるものに限る。)(及び三千万円を超える額の設計変更)については、事前に知事の承認を受けなければならない。)
 - ロ 起工額一件一億五千万円以上の工事の監督
 - ハ 令達予算に基づく請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査
 - ニ 工事(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。)(の出来高検査
- ホ 中間前金払の認定(建設工事執行規則第二十九条の二)
- 二十 砂防法の施行に関する次のこと。
 - イ 土地の立入り等(第二十三条)
 - ロ 原状回復命令等(許可の取消しを除く。)(第二十九条)
- 二十一 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)の施行に関する次のこと。
 - イ 砂防指定地内における行為の許可(第五条)
 - ロ 砂防設備の占用の許可及び砂防設備である立木竹等の伐採又は採取の許可(第六条)
 - ハ 砂防指定地の指定の通知及び行為等に係る届出の受理(第七条)
- ニ 知事が必要と認める事項等の指定(第八条、第十二条、第十三条)

許可に係る変更の許可及び氏名等の変更の届出の受理(第十二条)

- ホ 許可に係る変更の許可及び氏名等の変更の届出の受理(第十二条)
- ヘ 許可の更新(第十三条)
- ト 国等との協議(第十四条)
- チ 行為の着手等の届出の受理(第十五条)
- リ 許可を受けた者の地位の承継の届出の受理(第十七条)
- 又 原状に回復することが不適当であることの承認及び指示(第十八条)
- 二十二 地すべり等防止法の施行に関する次のこと(農地保全及び林野保全のために指定された地すべり防止区域に係るものを除く。)
- イ 土地の立入り等(第十六条)
- ロ 行為の許可(第十八条)
- ハ 行為の協議(第二十条)
- ニ 監督処分(許可の取消しを除く。)(第二十一条)
- ホ 報告の徴収及び立入検査(第二十二条)
- 二十三 地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと(農地保全及び林野保全のために指定された地すべり防止区域に係るものを除く。)
- イ 変更の許可及び変更の届出の受理(第四条)
- ロ 着手の届出の受理(第五条)
- ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- ニ 地位の承継の届出の受理(第八条)
- 二十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 現地調査(第四条)
 - ロ 立入り等(第五条)
 - ハ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可、届出の受理及び協議(第七条)
 - ニ 監督処分(許可の取消しを除く。)(第八条)
- ホ 立入検査(第十一条)
- ヘ 立入り等(第十七条)
- ト 報告の徴収(第二十六条)
- 二十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第八十号)の施行に関する次のこと。
 - イ 変更の許可及び変更の届出の受理(第三条)
 - ロ 着手の届出の受理(第四条)
 - ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第五条)
 - ニ 地位の承継の届出の受理(第六条)
- 二十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 基礎調査及びその結果の関係市町村長への通知(第四条)
 - ロ 立入り等(第五条)
 - ハ 特定開発行為の許可(第九条)
 - ニ 届出の受理並びに助言及び勧告(第十三条)
 - ホ 国等との協議(第十四条)
- ヘ 特定開発行為の変更の許可及び特定開発行為の軽微な変更の届出の受理(第十六条)

- ト 完了の届出の受理並びに検査及び検査済証の交付（第十七条）
- チ 廃止の届出の受理（第十九条）
- リ 監督処分（許可の取消しを除く。）（第二十条）
- 又 立入検査（第二十一条）
- ル 報告等の徴収、助言及び勧告（第二十二条）
- 二 十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例（平成十七年宮城県条例第五十七号）の施行に関する次のこと。
- イ 氏名等の変更の届出の受理（第五条）
- ロ 着手の届出の受理（第七条）
- ハ 休止等の届出の受理（第八条）
- ニ 地位の承継の届出の受理（第九条）
- 二 十八 国有財産法の施行に関する次のこと（同法第九条第三項の規定により管理等を県が行うこととされた国土交通大臣の所管に属する国有財産（以下「国土交通大臣の所管に属する国有財産」という。）に係るもの（港湾管理者が管理するものを除く。）に限る。）
- イ 行政財産の用途廃止（用途廃止面積が一万平方米以下のもの及び交換、譲与（国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第一百十九号）第五条第一項第五号の規定による市町村への譲与を除く。）又は貸付けを伴わないものに限る。）（第八条）
- ロ 所管換が既になされたものとして取り扱われる国有財産に関する当該所管換の確認（第十二条）
- ハ 行政財産とする目的で行う土地の取得（受納面積及び受納に伴う用途廃止面積が一万平方米メートル以下の寄附の受納に係るものに限る。）及び行政財産の用途変更（第十四条）
- 二 十九 公共用財産管理条例の施行に関する次のこと。
- イ 国以外の者に対する公共用財産の使用又は収益の許可（土地の面積が十万平方米メートルを超えないものに限る。）及び国の機関に対する公共用財産の使用又は収益の承認（第三条）
- ロ 使用料の減免（イの許可及び承認に係るものに限る。）（第十四条）
- 三 十 工事の施行及び施設の維持管理に係る不動産登記法に基づく登記の嘱託（国土交通大臣の所管に属する国有財産（港湾に関するものを除く。）に係るものを含む。）
- 三 十一 土地の境界の確認
- 三 十二 都市計画法の施行に関する次のこと。
- イ 都市計画区域内（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内における開発区域の面積が一万平方米メートル未満の開発行為に係る許可、協議及び工事完了の検査（第二十九条、第三十四条の二、第三十五条の二、第三十六条）
- ロ 公共施設（県道並びに知事が管理する一般国道及び河川（第五号に掲げる事項に係る開発行為の場合に限る。）に限る。）の管理者の同意（第三十二条）
- ハ イに係る変更許可、建築等の承認、建ぺい率等の制限及び建築の許可、予定建築物等以外の建築物の許可並びに地位承継の承認（第三十五条の二、第三十七条、第四十一条、第四十二条、第四十五条）
- 二 土地の形質の変更等の許可及び協議（市町村が施行する都市計画事業地内に係るものを除く。）（第四十二条、第六十五条）
- ホ 報告等の徴収、助言及び助言（イ、ハ及びニに係るものに限る。）（第八十条）
- ヘ 監督処分（イ、ハ及びニに係るものに限る。）（第八十一条）

- ト 立入検査（への監督処分に係るものに限る。）（第八十二条）
- 三 十三 宅地造成等規制法の施行に関する次のこと（宅地造成面積が一万平方米メートル未満のものに限る。）
- イ 宅地造成に関する工事の許可（第八条）
- ロ 宅地造成に関する工事の変更の許可（第十二条）
- ハ 工事完了の検査及び検査済証の交付（第十三条）
- 二 監督処分（第十四条）
- ホ 勧告（第十六条）
- ヘ 改善命令（第十七条）
- 三 十四 租税特別措置法の施行に関する次のこと。
- イ 造成宅地の面積が一万平方米メートル未満の優良宅地の認定（第二十八条の四、第三十一条の二、第六十二条の三、第六十三条）
- ロ 優良住宅の認定（第二十八条の四、第三十一条の二、第六十二条の三、第六十三条）
- 三 十五 工事の施行及び国県道、河川その他土木事務所が維持管理する施設の当該維持管理に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等（公有水面埋立法に基づくものを除く。）
- 三 十六 市町村災害復旧工事一千万円未満の工事の施行の承認
- 三 十七 一件一億円未満の道路維持管理の委託
- 三 十八 土地改良法第五条第六項（同法第四十八条第九項（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十七條の二第六項、第八十七条の三第六項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）又は土地改良法施行規則第六十九条第四号若しくは第七十五条の二の二第五号の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の編入の承認
- 三 十九 土地区画整理法第七条又は第十七条の規定による国土交通大臣の所管に属する国有財産の編入の承認及び同法第八条第一項又は第十八条の規定による同意
- 四 十 国土交通大臣の所管に属する国有財産に係る都市計画法第三十二条又は第三十三条第一項第十四号の規定による同意（開発区域内の面積が一万平方米メートル以下のものに限る。）
- 四 十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 指導及び助言（第十五条）
- ロ 報告の徴収及び立入検査（第五十三条）
- 四 十二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条第一項の規定による指導及び助言
- 四 十三 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の施行に関する次のこと（建築物である公益的施設に係るものに限る。）
- イ 届出の受理（第二十一条）
- ロ 指導及び助言（第二十二条）
- ハ 届出の受理（第二十三条）
- ニ 検査並びに指導及び助言（第二十四条）
- ホ 勧告（第二十五条）
- ヘ 報告の徴収及び立入調査（第二十七条）
- 四 十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 届出の受理及び措置命令（第十条）
- ロ 通知の受理（第十一条）

製造販売業及び薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号子と同号リとし、同号ト中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号トを同号子とし、同号ハ中「薬局医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「以下「薬局医薬品」といふ。」を削り、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理、市町村その他の官公署に対する薬局に関する情報の提供の請求（第八条の二）

別表第五保健所の環境衛生部長及び支所長の専決事項の項第四十一号中（第七十三条の二の規定により市町村が処理することとされている事務で、当該事務を処理することとされた市町村の区域に係るものを除く。）を削り、同項の次に次のように加える。

栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長及び塩釜保健所の支所長
 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第一号、第四号から第十二号まで及び第十九号から第三十四号までに掲げる事項

別表第五を別表第六とする。
 別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項の前に次のように加える。

- 保健福祉事務所の地域事務所長
- 一 老人福祉法の施行に関する次のこと。
 - イ 老人居宅支援事業の開始の届出の受理（第十四条）
 - ロ 老人居宅生活支援事業を行う者からの変更の届出の受理（第十四条の二）
 - ハ 老人居宅生活支援事業を行う者からの廃止及び休止の届出の受理（第十四条の三）
 - ニ 老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理（第十五条）
 - ホ 老人デイサービスセンター等の設置者からの変更の届出の受理（第十五条の二）
 - ヘ 老人デイサービスセンター等の設置者からの廃止及び休止の届出の受理（第十六条）
 - ト 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者からの報告の徴収等（保健福祉事務所長に委任された事務に関する場合に限る。）（第十八条）
 - チ 有料老人ホーム設置の届出の受理及び有料老人ホームの設置者からの変更等の届出の受理並びに有料老人ホームの設置者等からの報告の徴収等（保健福祉事務所長に委任された事務に関する場合に限る。）（第二十九条）
 - ニ 介護保険法の施行に関する次のこと。
 - イ 帳簿書類等の提示の命令及び質問（保健福祉事務所長に委任された事務に関し必要となる場合に限る。）（第二十四条）
 - ロ 指定居宅サービス事業者の指定及びその更新（第四十一条、第七十条の二）

- ハ 指定居宅介護支援事業者の指定及びその更新（第四十六条、第七十九条の二）
- ニ 指定介護予防サービス事業者の指定及び更新（第五十三条、第七十条の二、第一百五十五条の十）
- ホ 指定居宅サービス事業者からの変更の届出等の受理（第七十五条）
- ヘ 指定居宅サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第七十六条）
- ト 指定居宅介護支援事業者からの変更の届出等の受理（第八十二条）
- チ 指定居宅介護支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第八十三条）
- リ 指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第九十条）
- 又 介護老人保健施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第一百条）
- ル 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第一百十二条）
- ヲ 指定介護予防サービス事業者からの変更等の届出の受理（第一百五十五条の五）
- ワ 指定介護予防サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第一百五十五条の六）
- カ 市町村等からの報告の徴収等（第一百九十七条）
- 三 補助金等交付規則の施行に関する次のこと（令達予算に基づく介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金及び難病患者等居宅生活支援事業費補助金に係るものに限る。）
- イ 補助金等の交付の決定（第四条）
- ロ 事情変更による決定の取消し等（第八条）
- ハ 状況報告の徴収（第十条）
- ニ 補助事業等の遂行等の命令（第十一条）
- ホ 補助金等の額の確定等（第十三条）
- ヘ 是正措置命令（第十四条）
- ト 補助金等の交付（第十五条）
- チ 交付決定の取消し（第十六条）
- リ 返還命令（第十七条）
- 又 財産の処分承認（第二十一条）
- ル 立入検査等（第二十二条）
- 四 児童福祉法の施行に関する次のこと。
- イ 実情の把握及び助言（地域事務所の方掌事務に係るものに限る。）（第十一条）
- ロ 助産施設への入所の承諾（第二十二条）
- ハ 母子生活支援施設への入所の承諾（第二十三条）
- ニ 指定知的障害児施設等の設置者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第二十四条の十五）
- ヘ 児童の同居等の届出の受理（第三十条）
- ト 指示及び報告の請求（第三十条の二）
- チ 在所年齢の延長等の措置（第三十一条）

リ 報告の請求及び立入検査並びに改善の勧告及び命令（母子生活支援施設の長に対するものに限る。）（第四十六条）

又 自己負担額の徴収（第二十二条の規定による助産施設への入所措置及び第二十三条の規定による母子生活支援施設への入所措置に係るものに限る。）（第五十六条）

五 母子及び寡婦福祉法の施行に関する次のこと。

イ 資金の貸付け（第十三条、第三十二条、附則第三条、附則第六条）

ロ 据置期間の延長（母子及び寡婦福祉法施行令（以下この号において「政令」という。）第八条、第三十七条）

ハ 修学資金の交付の停止及び減額（政令第十一条、第三十八条）

ニ 修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止（政令第十二条、第三十八条）

ホ 一時償還の請求（政令第十六条、第三十八条）

ヘ 違約金の徴収及び不徴収（政令第十七条、第三十八条）

ト 償還金の支払の猶予（政令第十九条、第三十八条）

チ 保証人等の変更の承認（母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十一号）第十一条）

六 障害者自立支援法の施行に関する次のこと。

イ 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。以下この号において同じ。）の指定（第二十九条）

ロ 指定相談支援事業者の指定（第三十二条）

ハ 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更（第三十七条）

ニ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の更新（第四十一条）

ホ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者からの変更の届出等の受理（第四十六条）

ヘ 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第四十八条）

ト 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者に対する勧告及び措置命令（第四十九条）

チ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（第五十条）

リ 指定自立支援医療機関（育成医療に係るものを除く。）の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに検査（第六十六条）

又 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助に限る。）及び相談支援事業の開始、変更、廃止及び休止の届出の受理（第七十九条）

別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第六号に次のように加える。

ホ 報告の請求及び立入調査（認可外保育施設の長に対するものに限る。）並びに届出の受理（第五十九条、第五十九条の二）

別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長及び福祉部長の専決事項の項第七号中（昭和四十年宮城県規則第二十一号）を削り、同項の次に次のように加える。

保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長

一 老人福祉法の施行に関する次のこと。

イ 届出の受理（第十四条、第十四条の二、第十四条の三、第十五条、第十五条の二、第十六条、第二十九条）

ロ 報告の徴収等（第十八条、第二十九条）

ニ 介護保険法の施行に関する次のこと。

イ 指定居宅サービス事業者からの変更の届出等の受理（第七十五条）

ロ 指定居宅介護支援事業者からの変更の届出等の受理（第八十二条）

ハ 指定介護予防サービス事業者からの変更の届出等の受理（第一百五十五条の五）

三 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 児童の同居等の届出の受理（第三十条）

ロ 指示及び報告の請求（第三十条の二）

ハ 報告の請求及び立入検査（母子生活支援施設の長に対するものに限る。）（第四十六条）

ニ 自己負担額の徴収（第二十二条の規定による助産施設への入所措置及び第二十三条の規定による母子生活支援施設への入所措置に係るものに限る。）（第五十六条）

四 母子及び寡婦福祉法の施行に関する次のこと。

イ 資金の貸付け（第十三条、第三十二条、附則第三条、附則第六条）

ロ 据置期間の延長（母子及び寡婦福祉法施行令（以下この号において「政令」という。）第八条、第三十七条）

ハ 修学資金の交付の停止及び減額（政令第十一条、第三十八条）

ニ 修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けの停止（政令第十二条、第三十八条）

ホ 一時償還の請求（政令第十六条、第三十八条）

ヘ 違約金の徴収及び不徴収（政令第十七条、第三十八条）

ト 償還金の支払の猶予（政令第十九条、第三十八条）

チ 保証人等の変更の承認（母子及び寡婦福祉法施行細則第十一条）

別表第四を別表第五とする。

別表第三副所長（技術を担当する副所長）の専決事項の項の次に次のように加える。

一 地方振興事務所の地域事務所長

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 特定物資の調査（第三条）

ロ 特定物資の売渡しの指示（第四条）

ハ 報告の徴収及び立入検査（第五条）

ニ 国民生活安定緊急措置法の施行に関する次のこと。

一 国民生活安定緊急措置法の施行に関する次のこと。

- イ 標準価格等の表示の指示(第六条)
- ロ 標準価格等による販売の指示(第七条)
- ハ 報告の徴収及び立入検査(第三十条)
- 三 採石法の施行に関する次のこと。
- イ 採取計画の認可(採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。)(第三十三条)
- ロ 採取計画の変更に係る認可(採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。)(第三十三条の五)
- ハ 採取計画の軽微な変更に係る届出の受理(第三十三条の五)
- 二 市町村長の意見の聴取等(第三十三条の六)
- ホ 緊急措置命令等(第三十三条の十三)
- ヘ 報告の徴収及び立入検査(第四十二条)
- 四 商工会法の施行に関する次のこと。
- イ 決算関係書類の受理(第四十九条)
- ロ 報告の徴収(検査に係るものを除く。)(第五十条)
- ハ 商工会の解散の届出の受理(第五十二条)
- ニ 商工会の清算人の選任(第五十三条)
- ホ 商工会の財産処分方法の認可(第五十四条)
- ヘ 商工会の清算終了の届出の受理(第五十五条、民法第八十三条)
- 五 旅券法第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定による一般旅券の交付
- 六 高压ガス保安法の施行に関する次のこと。
- イ 販売事業の届出の受理(液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十條の四)
- ロ 販売事業の廃止の届出並びに販売主任者及び取扱主任者の選任又は解任の届出の受理(液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十一条、第二十八条)
- ハ 報告の徴収及び立入検査(第六十一条、第六十二条)
- ニ 事故届の受理(販売業者(液化石油ガスの販売に係るものに限る。))及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条の液化石油ガス販売事業者に係るものに限る。)(第六十三条)
- 七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 販売事業の登録及びその消除(第三条の二、第二十六条の二)
- ロ 登録簿謄本の交付及び閲覧の請求の受理(第三条の二)
- ハ 販売所等の変更の届出、地位承継の届出及び販売事業の廃止の届出の受理(第八条、第十条、第二十三条)
- ニ 登録液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付等命令及び基準適合命令(第十四条、第十六条、第十六条の二)
- ホ 業務主任者等の選任又は解任の届出の受理(第十九条、第二十一条)
- ヘ 保安機関の認定及び更新認定(第二十九条、第三十二条)
- ト 一般消費者等の数の増加の認可並びに保安業務規程の認可及び変更の認可(第二十三条、第二十五条)
- チ 一般消費者等の数の減少の届出の受理(第三十三条)
- リ 認定保安機関に対する保安業務実施命令、方法改善命令、保安業務規程変更命令及び基準適合命令(第三十四条、第三十五条、第三十五条の二)

- 又 消費設備の基準適合命令(第三十五条の五)
- ル 貯蔵施設等の設置許可及び変更許可(第三十六条、第三十七条の二)
- ヲ 貯蔵施設等の完成検査(第三十七条の三)
- ワ 報告の徴収及び立入検査等(第八十二条、第八十三条)
- カ 液化石油ガス器具等の提出命令(第八十三条の二)
- ハ 電気工業業者の業務の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 電気工業業者の登録及び更新の登録(第三条)
- ロ 登録証の交付及び再交付(第七条、第十二条)
- ハ 登録行政庁の変更の届出の受理(第八条)
- ニ 電気工業業者の地位承継の届出の受理(第九条)
- ホ 登録事項の変更の届出の受理及び登録証の訂正(第十条)
- ヘ 電気工業業者の廃止の届出の受理(第十一条)
- ト 電気工業業者の登録の消除及び登録証の返納の受理(第十四条、第十五条)
- チ 電気工業業者登録簿の謄本の交付及び閲覧(第十六条)
- リ 電気工事の施工の差止め命令(第十七条)
- ル 報告の徴収及び立入検査(第二十九条)
- ヲ 電気工事に関する苦情の処理のあつせん等(第三十三条)
- ユ みなし電気工業業者の電気工業業者の開始の届出、その届出事項の変更の届出及び電気工業業者の廃止の届出の受理(第三十四条)
- 九 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の施行に関する次のこと。
- イ 一時償還の請求(第九条、農業改良資金貸付規則(平成十四年宮城県規則第百号。以下この号において「規則」という。)(第十四条)
- ロ 支払の猶予(第十条)
- ハ 違約金の徴収(第十一条、規則第二十條)
- ニ 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは交替の要求(規則第三条)
- ホ 書類の指定(規則第四条)
- ヘ 貸付けの決定及び意見の要請(規則第五条)
- ト 借用証書の受理(規則第六条)
- チ 貸付けの決定の取消し(規則第七条、第八条)
- リ 貸付け金の交付(規則第九条)
- 又 書類の指定及び事業実施報告書の受理(規則第十一条)
- ル 繰上償還届の受理(規則第十三条)
- ヲ 支払猶予の決定及び借用証書の受理(規則第十五条)
- ワ 事業計画の変更の承認(規則第十六条)
- カ 連帯保証人の追加又は交替の承認及び借用証書の受理(規則第十七条)
- ヨ 変更届の受理(規則第十八条)
- タ 借受者の変更の承認及び借用証書の受理(規則第十九条)
- レ 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査(規則第二十一条)
- ソ 融資機関による貸付け決定等に係る承認(規則第二十二条)
- 十 農地法の施行に関する次のこと。

- イ 農地転用の許可(第四条)
- ロ 農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可(第五条)
- ハ 立入調査(第八十二条)
- ニ 違反転用に対する処分(第八十三条の二)
- 十一 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 市町村の農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意(知事が別に定めるものに限る。)(第十三条)
- ロ 所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転についての調停(第十五条)
- ハ 農用地区域内における開発行為の許可(第十五条の二)
- ニ 開発行為に係る違反者に対する監督処分(第十五条の三)
- ホ 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表(第十五条の四)
- 十二 農業経営基盤強化促進法第三十六条の規定による助言及び指導
- 十三 農業制度資金(知事が特に認めるものを除く。)に係る利子補給等の承認(宮城県農業協同組合中央会及び市町村の利子補給の承認に関する事前協議に係る承諾を含む。)(及びその変更の承認)
- 十四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 導入計画の認定(第四条)
- ロ 導入計画の変更の認定(第五条)
- ハ 導入計画の認定の取消し(第五条)
- ニ 実施状況についての報告の徴収(第九条)
- 十五 土地改良法の施行に関する次のこと。
- イ 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可(第四十八条、第八十四条)
- ロ 土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止認可申請等に係る手続の省略の承認(第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
- ハ 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可等の公告(第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
- ニ 応急工事計画の認可等(第四十九条、第八十四条、第九十六条の四)
- ホ 換地計画の作成、換地処分及び一時利用地の指定(これらに係る公告及び縦覧を除く。)(第八十九条の二)
- ヘ 登記の申請(第五十五条、第八十九条の二)
- ト 負担金、特別徴収金及び分担金の徴収(第九十条、第九十条の二、第九十一条)
- チ 他目的使用等の決定(第九十四条の四の二)
- リ 台帳の整備(第九十四条の五)
- 又 管理の委託(第九十四条の六)
- ル 農業協同組合からの意見の聴取(第九十六条の二)
- ヲ 市町村が土地改良事業を行う場合の同意の公告(第九十六条の二)
- ワ 工事の着手及び完了の届出の受理(第百十三条の二)
- カ 工事完了届の公告(第百十三条の二)

- ヨ 県営土地改良事業に係る届出(第百十三条の三)
- タ 県営土地改良事業に係る土地の分割及び合併(第百十四条)
- レ 県営土地改良事業に係る土地立入りの公告(第百十八条)
- ソ 管理の委託の協議(土地改良法施行令(以下この号において「政令」という。)(第五十六条)
- ツ 財産の引継ぎ(政令第五十七条)
- ネ 他目的使用等の承認(政令第五十九条)
- ナ 報告の徴収(政令第六十五条)
- ラ 実地監査(政令第六十六条)
- ム 標識の設置(政令第六十七条)
- 十六 県営土地改良事業条例の施行に関する次のこと。
- イ 延滞金の徴収(第十条)
- ロ 分担金の納入期日の変更及び延滞金の減免(第十一条)
- 十七 国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十四年宮城県条例第三十六号)第六条の規定による延滞金の徴収及び減免
- 十八 土地改良財産及び開拓地整備事業に係る開拓道路財産に関する次のこと。
- イ 財産の目的外使用の許可及び改築又は追加工事の承認
- ロ 財産の目的外使用の許可に係る使用料の減免及び返還
- ハ 財産の管理委託契約の締結
- ニ 原因者が行う工事等に関する契約の締結
- 十九 地すべり等防止法の施行に関する次のこと(農地保全及び林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。)
- イ 土地の立入り及び一時使用(第十六条)
- ロ 行為の許可(第十八条)
- ハ 行為の協議(第二十条)
- ニ 監督処分(許可の取消しを除く。)(第二十一条)
- ホ 報告の徴収及び立入調査(第二十二条)
- 二十 地すべり等防止法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十九号)の施行に関する次のこと(農地保全及び林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。)
- イ 変更の許可及び変更の届出の受理(第四条)
- ロ 着手の届出の受理(第五条)
- ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- ニ 地位の承継の届出の受理(第八条)
- 二十一 農業農村整備事業及び開拓地整備事業に関する不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)及び土地改良登記令(昭和二十六年政令第百四十六号)に基づく登記の嘱託又は申請
- 二十二 農地等災害復旧事業の施行に関する次のこと。
- イ 一件の補助金額千万円未満の事業に係る指令前着工の承認
- ロ 事業の内容の変更のうち軽微なもの承認
- 二十三 国営土地改良事業及び県営土地改良事業の換地業務に係る事務の委託(一件三千万円以上の確定測量の委託を除く。)

二十四 森林法の施行に関する次のこと。

イ 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取(第十条の二)

ロ 開発行為(土石の採取、農用地の造成及び土捨場の設置を目的とするものに限る。)の許可(開発行為に係る土地の面積が十ヘクタール未満のものに限る。)(第十条の二)

ハ 市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答(第十条の五、第十条の六)

ニ 保安林内の立木の伐採等の行為に係る許可(第三十四条)

ホ 保安林内の立木伐採完了の届出の受理及び緊急時の伐採の届出の受理(第三十四条)

ヘ 保安林内の択伐に係る届出の受理(第三十四条の二)

ト 保安林内の択伐の計画の変更の命令(第三十四条の二)

チ 保安林内の間伐に係る届出の受理(第三十四条の三)

リ 保安林内の間伐の計画の変更の命令(第三十四条の三)

二十五 自然環境保全条例の施行に関する次のこと(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)

イ 野生動植物保護地区内における行為の許可(第二十条)

ロ 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物(延べ面積が千平方メートル以下のものに限る。)の新築、改築及び増築(改築又は増築後において延べ面積が千平方メートルを超える場合における改築又は増築を除く。)並びに土地の形質の変更(当該変更に係る土地の面積が二千平方メートル以下のものに限る。)(届出及び通知の受理(第二十一条、第二十六条))

ハ 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における行為の禁止、制限又は措置命令及びこれらの処分に係る期間の延長又は短縮(ロに掲げる行為に係るものに限る。)(第二十一条、第二十六条)

ニ 中止命令等(イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十一条、第二十七条)

ホ 報告の徴収(イ及びハに掲げる事務に係るものに限る。)(及び立入調査(第三十四条、第三十五条))

二十六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)(第九条)

ロ イの許可に係る措置命令及び当該許可の取消し(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)(第十条)

ハ 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲許可及び当該許可の取消し並びに措置命令(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)(第十五条)

ニ 狩猟免許申請書の受理(第四十一条)

ホ 狩猟免許試験の合格の決定及び取消し並びに狩猟免許の交付等(第四十二条、第四十三条、第五十条)

ヘ 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施(第五十一条)

ト 狩猟者登録、変更登録及び登録の拒否並びに狩猟者登録証等の交付(事業担当区域居住者に係るものに限る。)(第五十五条、第五十八条、第六十条、第六十一条)

チ 狩猟者登録の抹消、取消し及び効力の停止(事業担当区域居住者に係るものに限る。)

(第六十三条、第六十四条)

リ 報告の徴収及び立入検査(イからチまでに係る事務に関し必要となる場合に限る。)(第七十五条)

又 イに規定する許可証及び従事者証、指定猟法許可証(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)、狩猟免許並びに狩猟者登録証及び狩猟者記章(県外居住者に係るものを除く。)(に係る再交付、住所変更等の届出、許可に係る報告及び返納の受理並びに狩猟免許の住所の変更の通知(第九条、第十五条、第四十六条、第五十四条、第六十一条、第六十五条、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第七条、第十五条、第四十九条、第五十条、第六十五条))

二十七 国立公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)

イ 特別地域内における行為(自然公園法施行令(以下この号において「政令」とい。))附則第三項第一号に規定する行為(面積が五千平方メートル以上の開発に係る行為(木竹の伐採を除く。)、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路の新築及び第一種特別地域における道路の新築を除く。)(に限る。)(第十三条)

ロ 普通地域内における行為(政令附則第三項第二号に規定する行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。ハにおいて同じ。)(に限る。)(届出の受理(第二十六条))

ハ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第二十六条)

ニ 中止命令及び原状回復命令等(イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十七条)

ホ 報告の徴収、立入検査及び調査(イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十八条)

二十八 国立公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと(事業担当区域を超える区域に係るものを除く。)

イ 特別地域内における行為(面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び木竹の伐採を除く。)、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さが五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。)(及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。)(の許可(第十三条))

ロ 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十三条)

ハ 普通地域内における行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。二において同じ。)(届出の受理(第二十六条))

ニ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処

分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第二十六条)
ホ 中止命令及び原状回復命令等(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第二十七
七条)

ヘ 報告の徴収、立入検査及び調査(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第二
十八条)

ト 国の特例に係る協議への回答及び協議の請求等(イからハまでに掲げる事務に係るもの
に限る。)(第五十六条)

二十九 県立自然公園条例の施行に関する次のこと(事業担当区域を超える区域に係るものを
除く。)

イ 特別地域内における行為(面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び
木竹の伐採を除く。)、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー
場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さ
が五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増
築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を
含む。))及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。)(許可(第十
一条)

ロ 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制
する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木
竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十条)

ハ 普通地域内における行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採
石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除
く。ニにおいて同じ。)(届出の受理(第十二条))

ニ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処
分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第十二条)

ホ 中止命令及び原状回復命令等(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第十三
条)

ヘ 報告の徴収、立入検査及び調査(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第十
四条)

ト 県の特例に係る協議への回答及び協議の請求等(イからハまでに掲げる事務に係るもの
に限る。)(第十八条の二)

三十 地方自治法第二百三十一条の三第一項から第三項までの規定による強制徴収(同法附則
第六条第四号に掲げる金銭に係るものに限る。)

三十一 工事に關する次のこと。

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件三億円未満の工事の施行(工事の検査を
除く。)(ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変
更に係る額が五百万円を超えるものに限る。))及び三千万円を超える額の設計変更につい
ては、事前に知事の承認を受けなければならない。)

ロ 起工額一件三億円以上の工事の監督

ハ 令達予算に基づく請負代金額一件二千万円未満の工事の中間検査及び完成検査
ニ 工事(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。)(の出来高検査
ホ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間金払の認定

三十二 令達予算又は債務負担行為に基づく一件一億五千万円未満の用地買収及び補償
三十三 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業(経済商工観光部及び農林水産部が所管
するものに限る。)(に係る確認調査

三十四 工事の施行及び地方振興事務所が維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び
行為の許可申請等(ただし、公有水面埋立法に基づくものを除く。)

三十五 土地の境界の確認

三十六 工事に關する土地使用貸借契約の締結

三十七 第二十一号に規定するもののほか工事の施行及び施設の維持管理に係る不動産登記法
に基づく登記の嘱託(農林水産省(水産庁)の所管に属する漁港に関する国有財産に係るも
のを含む。)

三十八 知事が別に定める単価契約の締結並びに地方公所及び物品の決定

三十九 補助金等交付規則の施行に關する次のこと(令達予算に基づく市町村振興総合補助金、
小規模事業経営支援事業費補助金、商工会連合会及び商工会議所連合会に係るものを除く。)
小山田川水系ダム管理費補助金(栗原地域事務所長に限る。)(に係るものに限る。)(

イ 補助金等の交付の決定(第四条)

ロ 事情変更による決定の取消し等(第八条)

ハ 状況報告の徴収(第十条)

ニ 補助事業等の遂行等の命令(第十一条)

ホ 補助金等の額の確定等(第十三条)

ヘ 是正措置命令(第十四条)

ト 補助金等の交付(第十五条)

チ 交付決定の取消し(第十六条)

リ 返還命令(第十七条)

又 財産の処分承認(第二十一条)

ル 立入検査等(第二十二条)

四十一 証紙規則第十五条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換
四十二 養鶏振興法の施行に關する次のこと(栗原地域事務所長に限る。)(
標準鶏の認定(第五条)

四十三 報告の徴収及び立入検査(第十六条)

四十四 牧野法の施行に關する次のこと(栗原地域事務所長に限る。)

イ 立入検査、報告の徴収及び必要な措置をとるべき旨の指示(第六条、第十二条、第十九
条)

ロ 完了届出の受理(第十三条)

ハ 牧野の害虫駆除の指示(第十八条)

四十三 家畜商法第十一条の三の規定による立入検査(栗原地域事務所長に限る。)

四十四 家畜取引法第二十九条の規定による報告の徴収及び立入検査(栗原地域事務所長に限
る。)

四十五 養ほつ振興法の施行に關する次のこと(栗原地域事務所長に限る。)

イ 養ほつ業者の届出の受理(第三条)

ロ みつばちの転飼の許可(第四条)

四十六 養ほつ振興法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十八号)の施行に關する次のこと

(栗原地域事務所長に限る。)

イ 報告の徴収及び立入検査(第七条)

ロ 転飼の届出の受理(第九条)

四十七 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する次のこと(栗原地域事務所長に限る。)

イ 指導及び助言(第四条)

ロ 管理基準を遵守すべき旨の勧告(第五条)

ハ 報告の徴収及び立入検査(第六条)

ニ 処理高度化施設整備計画の認定(第九条)

ホ 処理高度化施設整備計画の変更の認定(第十条)

ヘ 処理高度化施設整備計画の取消し(第十条)

ト 実施状況についての報告の徴収(第十三条)

四十八 県民の森等の設置及び管理に関する条例(平成元年宮城県条例第二十二号)第六條第一項の規定による行為の許可(こもればの森の管理に係るものに限る。)(栗原地域事務所長に限る。)

四十九 家畜改良増殖法施行令第十条第一項の規定による免許証の返納等の受理(栗原地域事務所長に限る。)

五十 家畜改良増殖法施行条例第六條の規定による人工授精状況の報告の受理(栗原地域事務所長に限る。)

別表第三副所長(技術を担当する副所長)の専決事項の項の次に次のように加える。

地域事務所に置かれる副所長(技術を担当する副所長)

令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円以上二億円未満の工事の施行(工事の検査を除く。)
ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変更に係る額が五百万円を超えるものに限る。)
及び三千万円を超える額の設計変更を除く。

別表第三総務部長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表農業振興部長の専決事項の項第二号ただし書中「ただし、」の下に「農業共済組合連合会及び」を加え、同号中イを削り、ロをイとし、ハからハまでをロからホまでとし、同項第三号中「(昭和三十一年法律第百二号)」を削り、同号イ中「平成十四年宮城県規則第百号。」を削り、同項第六号中「こと」の下に「(一)以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける場合を除く。」を加え、同項第七号中「立入検査」を「立入調査」に改め、同項第九号ハからホまでを次のように改める。

八 農用地区域内における開発行為の許可(第十五条の二)

二 開発行為に係る違反者に対する監督処分(第十五条の三)

ホ 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表(第十五条の

四)

別表第三農業振興部長の専決事項の項第九号へを削り、同表農業農村整備部長の専決事項の項第六号中「(平成十二年宮城県条例第七十九号)」を削り、同表林業振興部長の専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号へ中「狩猟免許」を「狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許」に改め、同号又中「受理」の下に「並びに狩猟免許の住所の変更の通知」を加え、「第十五条、第五十条」を「第十五条、第四十九条、第五十条」に改め、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号を次のように改める。

十七 県有林及び県有防災林に関する次のこと。

イ 入林許可(県有林に係るものに限る。)

ロ 目的外使用許可(電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類(ケーブルを含む。))の地下埋設に係るもの及びこれ以外の使用であつて使用期間が一年を超えないものに限る。)
及びその許可に係る使用料の減免

別表第三農業農村整備部長の専決事項の項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、同表林業振興部長の専決事項の項の次に次のように加える。

地域事務所に置かれる総務部長

一 採石法の施行に関する次のこと。

イ 採取計画の認可(採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。)(第三十三条)

ロ 採取計画の変更に係る認可(採取面積が一ヘクタール以上のものを除く。)(第三十三条の五)

ハ 採取計画の軽微な変更に係る届出の受理(第三十三条の五)

ニ 市町村長の意見の聴取等(第三十三条の六)

ホ 報告の徴収及び立入検査(第四十二条)

二 高圧ガス保安法の施行に関する次のこと。

イ 販売事業の届出の受理(液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十條の四)

ロ 販売事業の廃止の届出並びに販売主任者及び取扱主任者の選任又は解任の届出の受理(液化石油ガスの販売に係るものに限る。)(第二十一条、第二十八条)

ハ 報告の徴収及び立入検査(第六十一条、第六十二条)

ニ 事故届の受理(販売業者(液化石油ガスの販売に係るものに限る。))及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六條の液化石油ガス販売事業者に係るものに限る。)(第六十三条)

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 販売事業の登録及びその消除(第三条の二、第二十六条の二)

ロ 登録簿謄本の交付及び閲覧の請求の受理(第三条の二)

ハ 販売所等の変更の届出、地位承継の届出及び販売事業の廃止の届出の受理(第八条、第十条、第二十三条)

二 業務主任者等の選任又は解任の届出の受理（第十九条、第二十一条）

ホ 保安機関の認定及び更新認定（第二十九条、第三十二条）

ヘ 一般消費者等の数の増加の認可並びに保安業務規程の認可及び変更の認可（第三十三条、第三十五条）

ト 一般消費者等の数の減少の届出の受理（第三十三条）

チ 貯蔵施設等の設置許可及び変更許可（第三十六条、第三十七条の二）

リ 貯蔵施設等の完成検査（第三十七条の三）

又 報告の徴収及び立入検査等（第八十二条、第八十三条）

ル 液化石油ガス器具等の提出命令（第八十三条の二）

四 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 電気工事業者の登録及び更新の登録（第三条）

ロ 登録証の交付及び再交付（第七条、第十二条）

ハ 登録行政庁の変更の届出の受理（第八条）

ニ 電気工事業者の地位承継の届出の受理（第九条）

ホ 登録事項の変更の届出の受理及び登録証の訂正（第十条）

ヘ 電気工事業の廃止の届出の受理（第十一条）

ト 電気工事業者の登録の消除及び登録証の返納の受理（第十四条、第十五条）

チ 電気工事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧（第十六条）

リ 報告の徴収及び立入検査（第二十九条）

又 電気工事業に関する苦情の処理のあつせん等（第三十三条）

ル みなし電気工事業者の電気工事業の開始の届出、その届出事項の変更の届出及び電気工事業の廃止の届出の受理（第三十四条）

五 証紙規則第十五条の規定に基づく証紙返還申請書の受理及び証紙の他の証紙との交換

六 知事が別に定める単価契約の締結並びに地方公所及び物品の決定

七 歳入歳出外現金の収入調定及び納入通知並びに支出命令

地域事務所に置かれる農業振興部長

一 農業改良資金助成法の施行に関する次のこと。

イ 一時償還の請求（第九条、農業改良資金貸付規則（以下この号において「規則」といふ。）（第十四条）

ロ 支払の猶予（第十条）

ハ 違約金の徴収（第十一条、規則第二十條）

ニ 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは交替の要求（規則第三条）

ホ 書類の指定（規則第四条）

ヘ 貸付けの決定及び意見の要請（規則第五条）

ト 借用証書の受理（規則第六条）

チ 貸付けの決定の取消し（規則第七条、第八条）

リ 貸付金の交付（規則第九条）

又 書類の指定及び事業実施報告書の受理（規則第十一条）

ル 繰上償還届の受理（規則第十三条）

ヲ 支払の決定及び借用証書の受理（規則第十五条）

ワ 事業計画の変更の承認（規則第十六条）

カ 連帯保証人の追加又は交替の承認及び借用証書の受理（規則第十七条）

キ 変更届の受理（規則第十八条）

ク 借受者の変更の承認及び借用証書の受理（規則第十九条）

ケ レ 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査（規則第二十一条）

コ ソ 融資機関による貸付け決定等に係る承認（規則第二十二条）

二 農地法の施行に関する次のこと。

イ 農地転用の許可（第四条）

ロ 農地及び採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可（第五条）

ハ 立入調査（第八十二条）

ニ 違反転用に対する処分（第八十三条の二）

三 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 市町村の農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意（知事が別に定めるものに限る。）（第十三条）

ロ 所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転についての調停（第十五条）

ハ 農用地区域内における開発行為の許可（第十五条の二）

ニ 開発行為に係る違反者に対する監督処分（第十五条の三）

ホ 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及びその内容の公表（第十五条の四）

四 農業経営基盤強化促進法第三十六条の規定による助言及び指導

五 農業制度資金（知事が特に認めるものを除く。）に係る利子補給等の承認（宮城県農業協同組合中央会及び市町村の利子補給の承認に関する事前協議に係る承諾を含む。）及びその変更の承認

六 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 導入計画の認定（第四条）

ロ 導入計画の変更の認定（第五条）

ハ 導入計画の認定の取消し（第五条）

ニ 実施状況についての報告の徴収（第九条）

七 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等（公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る。）

栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長

一 家畜改良増殖法施行令第十条第一項の規定による免許証の返納等の受理

二 家畜改良増殖法施行条例第六条の規定による人工授精状況の報告の受理

三 養鶏振興法の施行に関する次のこと。

イ 標準鶏の認定（第五条）

ロ 報告の徴収及び立入検査（第十六条）

四 養ほつ振興法の施行に関する次のこと。

イ 養ほつ業者の届出の受理（第三条）

- 口 みつばちの転飼の許可(第四条)
- 五 養ほう振興法施行条例の施行に関する次のこと。
- イ 報告の徴収及び立入検査(第七条)
- ロ 転飼の届出の受理(第九条)
- 六 牧野法の施行に関する次のこと。
- イ 立入検査、報告の徴収及び必要な措置をとるべき旨の指示(第六条、第十二条、第十九条)
- ロ 完了届出の受理(第十三条)
- ハ 牧野の害虫駆除の指示(第十八条)
- 七 家畜商法第十一条の規定による立入検査
- 八 家畜取引法第二十九条の規定による報告の徴収及び立入検査
- 九 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する次のこと。
- イ 指導及び助言(第四条)
- ロ 管理基準を遵守すべき旨の勧告(第五条)
- ハ 報告の徴収及び立入検査(第六条)
- ニ 処理高度化施設整備計画の認定(第九条)
- ホ 処理高度化施設整備計画の変更の認定(第十条)
- ヘ 処理高度化施設整備計画の認定の取消し(第十条)
- ト 実施状況についての報告の徴収(第十三条)

- 地域事務所に置かれる農業農村整備部長
- 一 土地改良法の施行に関する次のこと。
- イ 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可(第四十八条、第八十四条)
- ロ 土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止認可申請等に係る手続の省略の承認(第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
- ハ 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可等の公告(第四十八条、第八十四条、第九十五条の二、第九十六条の三)
- ニ 応急工事計画の認可等(第四十九条、第八十四条、第九十六条の四)
- ホ 換地計画の作成、換地処分及び一時利用地の指定(これらに係る公告及び縦覧を除く)(第八十九条の二)
- ヘ 登記の申請(第五十五条、第八十九条の二)
- ト 負担金、特別徴収金及び分担金の徴収(第九十条、第九十条の二、第九十一条)
- チ 他目的使用等の決定(第九十四条の四)
- リ 台帳の整備(第九十四条の五)
- ヌ 管理の委託(第九十四条の六)
- ル 農業協同組合からの意見の聴取(第九十六条の二)
- ヲ 市町村が土地改良事業を行う場合の同意の公告(第九十六条の二)
- ワ 工事の着手及び完了の届出の受理(第百十三条の二)
- カ 工事完了届の公告(第百十三条の二)
- ヨ 県営土地改良事業に係る届出(第百十三条の三)

- タ 県営土地改良事業に係る土地の分割及び合併(第百十四条)
- レ 県営土地改良事業に係る土地立入りの公告(第百十八条)
- ソ 管理の委託の協議(土地改良法施行令(以下この号において「政令」という。)(第五十六条)
- ツ 財産の引継ぎ(政令第五十七条)
- ネ 他目的使用等の承認(政令第五十九条)
- ナ 報告の徴収(政令第六十五条)
- ラ 実地監査(政令第六十六条)
- ム 標識の設置(政令第六十七条)
- ニ 県営土地改良事業条例の施行に関する次のこと。
- イ 延滞金の徴収(第十条)
- ロ 分担金の納入期日の変更及び延滞金の減免(第十一条)
- 三 国営土地改良事業負担金等徴収条例第六条の規定による延滞金の徴収及び減免
- 四 土地改良財産及び開拓地整備事業に係る開拓道路財産に関する次のこと。
- イ 財産の目的外使用の許可及び改築又は追加工事の承認
- ロ 財産の目的外使用の許可に係る使用料の減免及び返還
- ハ 財産の管理委託契約の締結
- ニ 原因者が行う工事等に関する契約の締結
- 五 地すべり等防止法の施行に関する次のこと(農地保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。)
- イ 土地の立入及び一時使用(第十六条)
- ロ 行為の許可(第十八条)
- ハ 行為の協議(第二十条)
- ニ 監督処分(許可の取消しを除く。)(第二十一条)
- ホ 報告の徴収及び立入検査(第二十二条)
- 六 地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと(農地保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。)
- イ 変更の許可及び変更の届出の受理(第四条)
- ロ 着手の届出の受理(第五条)
- ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)
- ニ 地位の承継の届出の受理(第八条)
- 七 農地等災害復旧事業の施行に関する次のこと。
- イ 一件の補助金額五百万円未満の事業に係る指令前着工の承認
- ロ 事業の内容の変更のうち軽微なもの承認
- 八 国営土地改良事業及び県営土地改良事業の換地業務に係る事務の委託(一件三千万円以上の確定測量の委託を除く。)
- 九 工事に関する次のこと。

- イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行(工事の検査を除く。)
- ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。)
- 及び二千万円を超える額の設計変更

- ヨ 県営土地改良事業に係る届出(第百十三条の三)

を除く。

口 請負代金額一件二十万円未満の工事の中間検査及び完成検査

八 工事（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）の出来高検査

二 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

十 令達予算に基づく建設業法第一条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調査、測量又は設計の委託

十一 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費四千万円（災害復旧事業にあつては、査定事業費二千万円）未満のもの確認調査

十二 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等（公有水面理立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限り。）

十三 農業農村整備事業及び開拓地整備事業に関する不動産登記法及び土地改良登記令に基づく登記の囑託又は申請

十四 土地の境界の確認

十五 工事に關する土地使用貸借契約の締結

地域事務所に置かれる林業振興部長

一 地すべり等防止法の施行に關する次のこと（林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限り。）

イ 土地の立入及び一時使用（第十六条）

ロ 行為の許可（第十八条）

ハ 行為の協議（第二十条）

ニ 監督処分（許可の取消しを除く）（第二十一条）

ホ 報告の徴収及び立入検査（第二十一条）

二 地すべり等防止法施行条例の施行に關する次のこと（林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限り。）

イ 変更の許可及び変更の届出の受理（第四条）

ロ 着手の届出の受理（第五条）

ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査（第六条）

ニ 地位の承継の届出の受理（第八条）

三 森林法の施行に關する次のこと。

イ 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取（第十条の二）

ロ 開発行為（土石の採取、農用地の造成及び土捨場の設置を目的とするものに限る。）の許可（開発行為に係る土地の面積が十ヘクタール未満のものに限る。）（第十条の二）

八 市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答（第十条の五、第十条の六）

二 保安林内の立木の伐採等の行為に係る許可（第三十四条）

ホ 保安林内の立木伐採完了の届出の受理及び緊急時の伐採の届出の受理（第三十四条）

ヘ 保安林内の択伐に係る届出の受理（第三十四条の二）

ト 保安林内の択伐の計画の変更の命令（第三十四条の二）

チ 保安林内の間伐に係る届出の受理（第三十四条の三）

リ 保安林内の間伐の計画の変更の命令（第三十四条の三）

四 自然環境保全条例の施行に關する次のこと（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）

イ 野生動物保護地区内における行為の許可（第二十条）

ロ 自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物（延べ面積が千平方メートル以下のものに限る。）の新築、改築及び増築（改築又は増築後において延べ面積が千平方メートルを超える場合における改築又は増築を除く。）並びに土地の形質の変更（当該変更に係る土地の面積が二千平方メートル以下のものに限る。）の届出及び通知の受理（第二十一条、第二十六条）

八 自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における行為の禁止、制限又は措置命令及びこれらの処分に係る期間の延長又は短縮（ロに掲げる行為に係るものに限る。）（第二十一条、第二十六条）

二 中止命令等（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十二条、第二十七条）

ホ 報告の徴収（イ及びハに掲げる事務に係るものに限る。）及び立入調査（第三十四条、第三十五条）

五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に關する次のこと。

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）（第九条）

ロ イの許可に係る措置命令及び当該許可の取消し（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）（第十条）

ハ 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲許可及び当該許可の取消し並びに措置命令（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）（第十五条）

二 狩猟免許申請書の受理（第四十一条）

ホ 狩猟免許試験の合格の決定及び取消し並びに狩猟免許の交付等（第四十二条、第四十三条、第五十条）

ヘ 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施（第五十一条）

ト 狩猟者登録、変更登録及び登録の拒否並びに狩猟者登録証等の交付（事業担当区域居住者に係るものに限る。）（第五十五条、第五十八条、第六十条、第六十一条）

チ 狩猟者登録の抹消、取消し及び効力の停止（事業担当区域居住者に係るものに限る。）（第六十三条、第六十四条）

リ 報告の徴収及び立入検査（イからチまでに係る事務に關し必要となる場合に限る。）（第七十五条）

又 イに規定する許可証及び従事者証、指定猟法許可証（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）、狩猟免許並びに狩猟者登録証及び狩猟者記章（県外居住者に係るものを除く。）に係る再交付、住所変更等の届出、許可に係る報告及び返納の受理並びに狩猟免許の住所の変更の通知（第九条、第十五条、第四十六条、第五十四条、第六十一条、第六十五条、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第七条、第十五条、第四十九条、第五十条、第六十五条）

六 国立公園区域内における自然公園法の施行に關する次のこと（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）

- イ 特別地域内における行為（自然公園法施行令（以下この号において「政令」という。）附則第三項第一号に規定する行為（面積が五千平方メートル以上の開発に係る行為（木竹の伐採を除く）、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路の新築及び第一種特別地域における道路の新築を除く。）に限る。）の許可（第十三条）
- ロ 普通地域内における行為（政令附則第三項第三号に規定する行為（面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。八において同じ。）に限る。）の届出の受理（第二十六条）
- ハ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（第二十六条）
- ニ 中止命令及び原状回復命令等（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十七条）
- ホ 報告の徴収、立入検査及び調査（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十八条）
- 七 国定公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）
 - イ 特別地域内における行為（面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為（道路の新築及び木竹の伐採を除く）、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さが五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。）の許可（第十三条）
 - ロ 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理（第十三条）
 - ハ 普通地域内における行為（面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。二において同じ。）の届出の受理（第二十六条）
 - ニ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（第二十六条）
 - ホ 中止命令及び原状回復命令等（イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十七条）
 - ヘ 報告の徴収、立入検査及び調査（イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十八条）
 - ト 国の特例に係る協議への回答及び協議の請求等（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第五十六条）
- 八 県立自然公園条例の施行に関する次のこと（事業担当区域を超える区域に係るものを除く。）
 - イ 特別地域内における行為（面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為（道路の新築及び

- 木竹の伐採を除く）、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さが五十メートル又は地上部の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。）の許可（第十三条）
- ロ 特別地域内における当該特別地域の指定若しくはその区域の拡張の際又は集積等を規制する物が指定された際に着手している行為及び非常災害の応急措置としての行為並びに木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理（第十条）
- ハ 普通地域内における行為（面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法又は採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。二において同じ。）の届出の受理（第十二条）
- ニ 普通地域内における行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（第十二条）
- ホ 中止命令及び原状回復命令等（イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。）（第十三条）
- ヘ 報告の徴収、立入検査及び調査（イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。）（第十四条）
- ト 県の特例に係る協議への回答及び協議の請求等（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第十八条の二）
- 九 工事に関する次のこと
 - イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行（工事の検査を除く。）。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更（当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。）及び二千万円を超える額の設計変更を除く。
 - ロ 請負代金額一件二千万円未満の工事中間検査及び完成検査
 - ハ 工事（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。）の出来高検査
 - ニ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定
 - 十 令達予算に基づく建設業法第二十一条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調査、測量又は設計の委託
 - 十一 松くい虫防除及び保安林整備に係る一件二千万円未満の役務の調達に係る委託
 - 十二 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費四千万円（災害復旧事業にあつては、査定事業費二千万円）未満のもの確認調査
 - 十三 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等（公有水面立法に基づくものを除き、所管の工事及び維持管理施設に係るものに限る。）
 - 十四 土地の境界の確認
 - 十五 工事に關する土地使用貸借契約の締結
 - 十六 県民の森等の設置及び管理に関する条例第六条の規定による行為の許可（北部地方振興事務所栗原地域事務所におけるこもれびの森の管理に係るものに限る。）。)

別表第三を別表第四とする。
別表第二の次に次の一表を加える。
別表第三

各地域事務所長

一 各種行事の後援の決定

二 この規程で別に定めるもののほか、事務委任規則第二条の三の規定により、財務規則第二条第二号に規定する地方公所である地方機関の長の権限に属する事務の処理に関する次のこと。

イ 収入調定及び納入通知

ロ 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務（工事の施行（①）に掲げるものを除く。）（重要物品の購入、補助金等の交付決定等及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。）

（一）一件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負担行為及び支出命令並びに地方自治法第二百四十四条に規定する債務負担行為（以下「債務負担行為」という。）に基づき、又は同法第二百三十四条の三の規定により行う支出負担行為

（二）庁舎及び宿舍の維持修繕工事の施行 五百万円

（三）工費用資材の購入 千万円

（四）建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る調査、測量又は設計の委託 三千万円

（五）③に掲げるもの以外の役務の調達に係る委託 二千万円

（六）知事が別に定める物品以外の物品の購入 五百万円

（七）物品の借受け 予定賃借料の総額 二千万円

（八）食糧費の支出 三十万円

（九）①から⑦までに掲げる事務以外の事務 三千万円

八 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免に関すること。

（一）電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

（二）①に掲げる使用以外の使用で使用期間が一年を超えないもの

二 一件五十万円未満の公共用財産（公有財産規則第七条第一項第一号に規定する公共用財産をいう。）の寄附の受納

ホ 物品に関する次のこと。

（一）物品供用者の指定

（二）一件五十万円未満の物品の寄附の受納

（三）物品の分類換え、管理換え及び供用換え。ただし、重要物品から重要物品以外への分類換えについては、事前に知事の承認を受けなければならない。

（四）物品の不用決定

（五）物品の売払い、交換、譲渡、廃棄、公給、貸付け又は管理委託の決定。ただし、重要物品の売払い、交換、譲渡又は廃棄については、事前に知事の承認を受けなければならない。

（六）物品の単価契約（知事が別に定めるものを除く。）

（七）物品の出納通知

ヘ 歳入歳出外現金の収入調定及び納入通知並びに支出命令
ト 国及び公共団体からの土地の無償借受け
チ 一件三十万円未満の電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約の締結
三 行政手続法の施行に関する次のこと（地域事務所長が専決できる不利益処分に係るものに限る。）。

イ 聴聞及び弁明の機会の付与の実施の決定（第十三条）

ロ 代理人資格の喪失の届出の受理（第十六条、第十七条）

ハ 文書等の開示の決定（第十八条、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（以下この号及び次号において「規則」という。）第八条）

ニ 主宰者の指名（第十九条）

ホ 聴聞の期日における審理の公開の決定（第二十条）

ヘ 聴聞調査及び報告書の受理（第二十四条）

ト 聴聞調査及び報告書の開示の決定（第二十四条、規則第十八条）

チ 聴聞の再開の決定（第二十五条）

リ 聴聞の期日の変更の決定（規則第五条）

四 行政手続条例の施行に関する次のこと（地域事務所長が専決できる不利益処分に係るものに限る。）。

イ 聴聞及び弁明の機会の付与の実施の決定（第十三条）

ロ 代理人資格の喪失の届出の受理（第十六条、第十七条）

ハ 文書等の開示の決定（第十八条、規則第八条）

ニ 主宰者の指名（第十九条）

ホ 聴聞の期日における審理の公開の決定（第二十条）

ヘ 聴聞調査及び報告書の受理（第二十四条）

ト 聴聞調査及び報告書の開示の決定（第二十四条、規則第十八条）

チ 聴聞の再開の決定（第二十五条）

リ 聴聞の期日の変更の決定（規則第五条）

五 情報公開条例第六条の規定による行政文書の開示決定等

六 個人情報保護条例の施行に関する次のこと。

イ 個人情報開示等の決定（第二十一条）

ロ 個人情報訂正等の決定（第三十条）

ハ 個人情報利用停止等の決定（第三十六条）

七 非常災害の応急措置

八 工事材料の完納検査及び運搬完了検査

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。